

自転車のマナーを守ろう

「自転車安全利用五則」 道路交通法に違反すると罰則が科せられます

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る【飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間ライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認】
5. 子供はヘルメットを着用

× 禁止事項

傘差しや物を持つ等の運転の禁止



傘差しや物を持つ等の運転は危険です。また、傘を固定して運転することも危険です。カッパを着用しましょう。

★「傘さし運転等」5万円以下の罰金
「積載物大きさ制限違反」2万円以下の罰金又は料料

携帯電話使用運転の禁止



携帯電話で話しをしたり、メールをしながらの運転は危険です。

★5万円以下の罰金

二人乗りの禁止



原則として運転者以外の人を乗せることはできません。

★2万円以下の罰金又は料料

歩行者妨害の禁止



歩行者の通行を妨害してはいけません。

★2万円以下の罰金又は料料

酒気を帯びての運転の禁止



酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

★5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔いの場合）

並進の禁止



他の自転車と並進することはできません。

★2万円以下の罰金又は料料

*「併進可」の標識がある道路では2台までに限り併進できます。

交通事故にあわないために

乗車用ヘルメットの着用

子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



交差点通行時の確認

道路を横断するときは、運転者が自分に気付いているか確認しましょう。



車道右側通行の禁止

自転車は車道の左側端に寄って通行しなければなりません。
(右側通行は禁止です。)

★3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に問われます。



夜間無灯火運転の禁止

夜間の無灯火運転は危険です。
早めのライト点灯と反射材の積極的な活用を心がけましょう。

★5万円以下の罰金に問われます。

